

春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける市内の小売店を「ごみ減量推進協力店」として認定し、市民に周知を図り、広く消費者に愛される環境にやさしい店づくりを広め、もってごみの減量、リサイクルを推進するとともに、資源の有効利用と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

(認定要件)

第2条 ごみ減量推進協力店（以下「推進協力店」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事項を実施又は実施しようとしている春日井市内の小売店とする。

- (1) 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- (2) エコマーク商品の販売促進
- (3) 空き缶、空きびん、発泡スチロールトレイ、牛乳パック類、ペットボトルなど不要となった容器の回収
- (4) 新聞、雑誌、段ボールなどの紙類、びん類、缶類などのリサイクル推進
- (5) 再生品を使用した商品の販売
- (6) 広告チラシ、事務用紙等紙類使用量の抑制
- (7) 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
- (8) 資源分別回収事業への協力
- (9) 消費者に対する、ごみ減量・リサイクルの呼びかけ
- (10) その他、店の創意工夫によるごみ減量・リサイクルの推進

(認定申請)

第3条 推進協力店を希望する小売店は、「春日井市ごみ減量推進協力店認定申請」（第1号様式、第1号の2様式、以下「申請書」という。）を市長へ提出するものとする。

2 認定を受けた小売店の名称、所在地、代表者、その他申請事項に変更があった場合は、「春日井市ごみ減量推進協力店変更申請書」（第2号様式、第2号の2様式）をすみやかに市長へ提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、第3条第1項の申請書に基づき、第2条に掲げる各号のいずれかの事項を実施又は実施しようとしている小売店を推進協力店として認定し、認定店である旨を証する標示板などを交付するものとする。

(協力内容)

第5条 推進協力店に認定された小売店は、第4条の標示板などを店頭などの人目につくところに掲示するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進に努めるものとする。又推進協力店は、「春日井市ごみ減量推進協力店実施状況報告書」（第3

号様式、第3号の2様式)を毎年4月に市長へ提出するものとする。

(認定取消)

第6条 市長は、申請のあった取り組みを実施していない推進協力店に対して、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、認定の取り消しをすることができる。

(認定の辞退)

第7条 推進協力店の認定を辞退しようとするときは、「春日井市ごみ減量推進協力店辞退届」(第4号様式、第4号の2様式)をすみやかに市長へ提出するものとする。

(広報)

第8条 市長は、推進協力店を広く市民に普及させるため、推進協力店リストの作成及び刊行物での啓発を行うものとする。

(表彰)

第9条 市長は、推進協力店のうち、特に顕著なごみ減量・リサイクルを推進した小売店を優良店として認定し、感謝状を贈呈することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

春日井市ごみ減量推進協力店認定申請書

(宛先) 春日井市長


春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱第3条第1項の規定により、春日井市ごみ減量推進協力店として認定を受けたいので次のとおり申請します。

フリガナ		経営形態	1 法人
店名			2 個人
業種			
所在地	〒 ー 春日井市		
フリガナ			
代表者			
電話番号	ー		

取り組んでいる事業、又は取り組もうとしている事業の番号に○印をつけてください。

- (1) 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- (2) 紙、プラスチックなどの使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛及び回収
- (3) エコマーク商品の販売促進
- (4) 空き缶、空きびん、発泡スチロールトレイ、牛乳パック類、ペットボトルなど不用となった容器の回収
- (5) 新聞、雑誌、段ボールなどの紙類、びん類、缶類などのリサイクル推進
- (6) 再生品を使用した商品の販売
- (7) 広告チラシ、事務用紙等紙類使用量の抑制
- (8) 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
- (9) 資源分類回収業者への協力
- (10) 消費者に対する、ごみ減量・リサイクルの呼びかけ
- (11) その他、店の創意工夫によるごみ減量・リサイクルの推進

(裏面も記入してください。)

担 当 者 (表面の代表者と 同一であれば記入 不要)	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	—
<p>表面で○印をつけられた取組みについて詳細に記入してください。</p>		
<p>店の位置 (略図又は住宅地図の写し)</p>		

(第2号様式)

年 月 日

春日井市ごみ減量推進協力店変更申請書

(宛先) 春日井市長

フリガナ		経営形態	1 法人
店名			2 個人
業種			
所在地	〒 ー 春日井市		
フリガナ			
代表者			
電話番号	ー		

春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり変更がありましたので申請します。

変 更 後			
フリガナ		経営形態	1 法人
店名			2 個人
業種			
所在地	〒 ー 春日井市		
フリガナ			
代表者			
電話番号	ー		

※変更事項のあった欄のみ記入してください。

春日井市ごみ減量推進協力店実施状況報告書

(宛先) 春日井市長

フリガナ		経営形態	1 法人
店名			2 個人
業種			
所在地	〒 ー 春日井市		
フリガナ			
代表者			
電話番号	ー		

春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱第5条第1項の規定により、年度に実施したことについて次のとおり報告します。

1 年度に実施したことに、○印をおつけください。

- (1) 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- (2) 紙、プラスチックなどの使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛及び回収
- (3) エコマーク商品の販売促進
- (4) 空き缶、空きびん、発泡スチロールトレイ、牛乳パック類、ペットボトルなど不用となった容器の回収
- (5) 新聞、雑誌、段ボールなどの紙類、びん類、缶類などのリサイクル推進
- (6) 再生品を使用した商品の販売
- (7) 広告チラシ、事務用紙等紙類使用量の抑制
- (8) 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
- (9) 資源分類回収業者への協力
- (10) 消費者に対する、ごみ減量・リサイクルの呼びかけ
- (11) その他、店の創意工夫によるごみ減量・リサイクルの推進

2 実施した内容について、具体的にご記入ください。

[実施内容、実施機関、実績（前年度比較）等]

--

3 その他、ご意見、ご希望がありましたらご記入ください。

--

(第4号様式)

年 月 日

春日井市ごみ減量推進協力店辞退届

(宛先) 春日井市長

フリガナ		経営形態	1 法人
店名			2 個人
業種			
所在地	〒 ー 春日井市		
フリガナ			
代表者			
電話番号	ー		

春日井市ごみ減量推進協力店制度実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり辞退したいので辞退届を提出します。

記

1 辞退理由

2 辞退期日

年 月 日